

III. 海岸事業の効果的・効率的な推進

第1 海岸保全対策の効率的・効果的な推進に向けた取り組み

1. 長期的な計画の策定

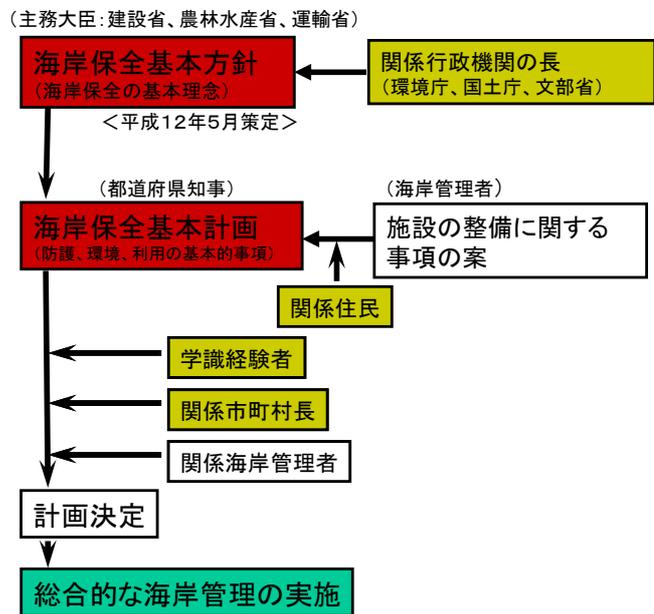
○国民参加による海岸保全計画づくり

平成11年の海岸法改正により、津波、高潮等による災害の発生の防止、多様な自然環境の保全、人と自然との豊かな触れ合いの確保、海岸利用者の利便の確保等を総合的に考慮して海岸保全基本方針を定めることとされた。国土交通省及び農林水産省では有識者より提言を頂き、平成12年5月に海岸保全基本方針を策定している。

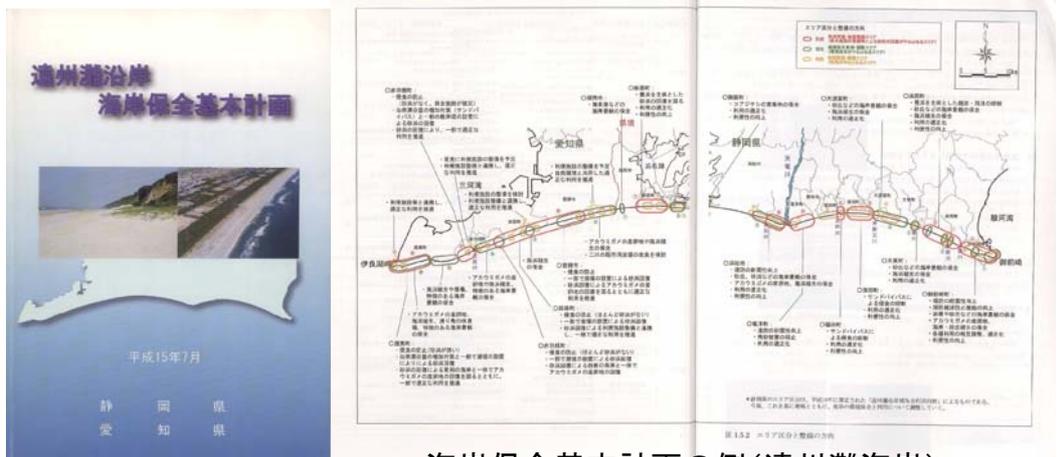
また、海岸保全基本方針に基づき、都道府県知事は海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画を定めることとされた。海岸保全基本計画の策定にあたっては、あらかじめ関係市町村及び関係海岸管理者の意見を、また必要があると認めるときは、あらかじめ海岸に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされている。

関係海岸管理者は、海岸保全施設の整備に関する事項で、海岸保全施設を整備しようとする区域、海岸保全施設の種類、規模及び配置等及び海岸保全施設による受益の地域及びその状況について案を作成することとされ、必要があると認めるときは、あらかじめ公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならずとされており、長期的な計画を策定するにあたって十分に地域住民や国民の声を反映させている。

なお、海岸保全基本計画の策定は、平成18年3月までに全国71沿岸全てにおいて終わっている。



海岸保全基本計画策定フロー



海岸保全基本計画の例(遠州灘海岸)

○中長期的な展望に立った海岸保全検討会

平成11年5月に、海岸法が抜本的に改正され、「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた海岸づくりが進められることとなった。また、法改正に伴う計画制度の変更により、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な事項を定めた海岸保全基本方針を平成12年5月に国が策定し、平成18年3月に、全ての沿岸において海岸保全基本計画が策定された。

海岸事業における中期計画としては、平成14年3月に設立された「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会」により検討が進められ、平成15年10月に、平成15年度から平成19年度を計画期間とする社会資本整備重点計画（以下、「重点計画」という。）が策定された。

次期重点計画の策定に向けて、海岸事業についても新たな中期計画の検討を進める必要がある。その際、現在の重点計画の検証を行うとともに、人口減少・少子高齢化が進展し、国と地方における財政状況の逼迫や既存ストックの維持管理費の増大等投資余力の減退が懸念される中、地球温暖化の進展、近年の台風の大型化等の懸念、スマトラ沖地震に伴う津波被害やハリケーン・カトリーナによる高潮被害などの大規模災害の頻発に加え、進行する海岸侵食に伴う防災、環境及び利用への影響、さらには、美しい国づくりや観光立国の推進、漂流・漂着ゴミ問題の顕在化等海岸事業を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、長期的な視点に立ちつつ、検討を行う必要がある。

このような状況に鑑み、新しい時代に対応した海岸保全の進め方等について検討を行うことを目的として、「中長期的な展望に立った海岸保全検討会」（座長：磯部雅彦東京大学大学院新領域創成科学研究科教授）において、平成18年12月以降検討を行い、中長期的な将来を見据えるとともに、具体的な施策目標については概ね5年後を見通しつつ、新しい時代に対応するための海岸保全の中期的な方針の提言が平成20年6月に取りまとめられた（参考資料参照）。

<検討会の構成員>

| | |
|------------|------------------------------------|
| 石田 宝蔵 | 福岡県柳川市長 |
| (座長)磯部 雅彦 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 |
| 神田 真秋 | 愛知県知事 |
| 北沢 猛 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 |
| 小峯 力 | 流通経済大学スポーツ健康科学部助教授・日本ライフセービング協会理事長 |
| 櫻井 敬子 | 学習院大学法学部教授 |
| 佐藤 仁 | 宮城県南三陸町長 |
| 篠田 昭 | 新潟県新潟市長 |
| 清野 聡子 | 東京大学大学院総合文化研究科助手 |
| 藤吉 洋一郎 | 大妻女子大学文学部教授 |
| マリ・クリスティーヌ | 異文化コミュニケーター |
| 三村 信男 | 茨城大学広域水圏環境科学教育研究センター長 教授 |

(役職名は当時)



第1回検討会 (H18.12.27)

○「社会資本整備重点計画」の閣議決定

平成15年に社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）が制定され、それに基づき従来の9本の事業分野別計画を一本化し、かつ計画の内容を「事業費」から「達成される成果」に転換した、社会資本整備重点計画（計画期間：平成15年度から平成19年度）が閣議決定された。その後、平成21年3月に新たな社会資本整備重点計画（計画期間：平成20年度から平成24年度）が閣議決定された。

今回の社会資本整備重点計画の全体的な特徴として、地域の自立・活性化と成長力の強化に向け、「活力」という項目をより重視すること、維持管理や更新の推進などの課題に対応するため、「ストック型社会への対応」という項目が新たに追加された。

さらに、現下の厳しい経済状況に対応し、機動的かつ戦略的な社会資本整備を実施することとされている。

海岸事業については、前述の「中長期的な展望に立った海岸保全検討会」の取りまとめを踏まえて、（1）津波・高潮からの防護による生命・財産の安全性の確保及び被災の軽減、（2）大規模地震への耐久性保持による生命・財産の安全性の確保、（3）海岸保全施設の老朽化対策の推進、（4）侵食に対する防護による国土の保全、（5）豊かで美しい環境の保全と回復、（6）海辺の利用空間の充実、親しめる環境の創出、以上6つの観点から施策及び指標を整理した。

| 施策の方向性 | 施策 | 指標 |
|---------------------------------|------------------------------|---|
| 津波・高潮からの防護による生命・財産の安全性の確保、被災の軽減 | 津波・高潮による災害を防止する海岸保全施設の整備等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性（注）が確保されていない地域の面積 【約11万ha（H19年度）→約9万ha（H24年度）】 （注）一定の水準の安全性：地域毎に指定される高潮高・津波高に対して浸水被害が生じない水準 |
| | ハザードマップの作成支援等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（津波・高潮） 【約6割（H19年度）→約8割（H24年度）】 |
| 大規模地震への耐久性保持による生命・財産の安全性の確保 | 海岸保全施設の耐震化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積 【約10,000ha（H19年度）→約8,000ha（H24年度）】 |
| 海岸保全施設の老朽化対策の推進 | 海岸保全施設の老朽化対策の計画的実施 | <ul style="list-style-type: none"> 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合 【約5割（H19年度）→約6割（H24年度）】 |
| 侵食に対する防護による国土の保全 | 海岸保全施設の整備による侵食対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合 【約20%（H19年度）→約17%（H24年度）】 |
| | 総合的な土砂管理の取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数 【3（H19年度）→190（H24年度）】 |
| 豊かで美しい環境の保全と回復 | 豊かで美しい海岸の保全と回復の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 水辺の再生の割合 【約2割（H19年度）→約4割（H24年度）】 |